

議 事 録 要 旨

会 議 名 称	令和２年度 第１回加古川市総合計画審議会（第２部会）
開 催 日 時	令和２年８月７日（金）午後２時００分から午後３時２０分まで
開 催 場 所	青少年女性センター 大会議室
出 席 者	<委員> 部会長 河野 真 副部会長 山本 勝 委員 菅野 佳明、津田 貞裕、中山 文美代、原口 智章 <意見を聴取する者> 黒田 清二三（加古川警察署生活安全官） <加古川市> 企画部次長 神戸 生也 企画部参事 竹中 重夫 市民部次長 岩崎 泰央 福祉部次長 久保田 智英 消防本部消防次長 伊藤 剛敏
会 議 次 第	１ 開会 ２ 自己紹介 ３ 議事 （１）総合計画（原案）について 基本目標２ 安心して暮らせるまち（P.67～71） （２）その他 ４ 閉会
配 付 資 料	１ 次第 ２ 加古川市総合計画（原案） ３ 加古川市総合計画審議会委員名簿（部会別）
傍聴者の数	２人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）	
	１ 開会 （委員の出席状況） 第２部会委員８名中６名の委員が出席していることを報告。

	<事務局より意見を聴取する者（加古川警察署生活安全官：黒田清二三）の参加について確認し、各委員了承> 2 自己紹介 3 議事 <u>（１）総合計画（原案）について</u> 基本目標２ 安心して暮らせるまち（Ｐ６７～７１） 政策（３）市民生活の安全・安定を確保する <u>施策①危機管理体制の充実（Ｐ６７）</u>
（事務局）	<事務局説明> （質疑応答）
（委員）	６７ページの施策は後期総合基本計画の８０ページと８１ページに該当すると思うが、後期総合基本計画における施策の展開では「総合的な危機管理体制の確立」と記載されている一方で、原案では施策の方向性として「総合的な危機管理体制の構築」と記載されている。通常、構築があつて、そのあと確立に進むと思う。言葉だけで言うとは戻るような気がするがどうか。
（事務局）	体制整備については、従来から取り組んでいるところであり、自然災害の激甚化なども進む中、ご意見の趣旨はもちろんのこと、充実を図っていくことが必要であると考えている。表現については検討させていただく。
（委員）	施策の方向性として「危機管理体制の充実」とあるが、「充実」ではなくて「確立」ではないかと思う。 それから、基本方針に記載されている「多様な主体」というのは何を指すのか。次の「危機管理体制の構築を図ります」という記載について、なぜ「構築します」ではいけないのか。これは元々、総合計画であり、記載内容のすべてを図っていくということになる訳で、「構築を図ります」というのは言葉が重複しているように思う。 また、後期総合基本計画の８０ページと８１ページには「地域」という言葉が記載されているが、原案では「地域」という言葉の記載がなく、「市

(事務局)	民一人一人」というような文言になっている。「地域」という言葉がなくなったのはどういうことか。 表現に係るご意見について検討させていただく。また、基本方針に記載している「図ります」という表現については、本市だけではなく、市民の方々や関係機関、民間企業など、あらゆる主体に、危機管理体制の構築に関わっていただくため、原案のと通りの表現としている。 また、「多様な主体」については、本市をはじめ、市民の方々や関係機関、民間企業などを指している。 「地域」という言葉が本施策に含まれていないというご意見については、「市民一人一人」という表現や「多様な主体」に地域のイメージを含めている。また、施策の方向性の２点目「災害予防対策の推進」には「地域主体の防災訓練の促進」と記載している。
(委員)	２年前に龍野に赴任したときに、穴栗の水害に直面した。その時の感想を含めて、今後具体的な取組をされる上で何か参考になるようなことがあれば触れていただきたいと思います、発言させていただく。 一つは、水害の時に、各避難所を回るという業務があり、その時に市の職員が避難所の数を十分に把握していなかったことがあった。当時、自治会が、被災された方に近くの公民館を自主的に貸していて、そこを市の職員が十分に把握できておらず、救援物資も届いていない、市の職員も来ていないなど、目が行き届いていない状態になっている場所があった。ボランティアの数についても、何十人もボランティアがいる避難所や、ボランティアがおらず、家族だけで土砂災害の後始末しているところもあった。そのため、避難所の確認については、最後まで詰めていただいた方がいいと思う。 また、夜中２時頃に豪雨警戒の町内放送があり、自宅から徒歩で１５分の小学校が避難所であるとの案内があった。しかし、徒歩５分程度の場所に市役所があったため、なぜそこに誘導してくれないのかと疑問に感じた。そうしたことも含めると、避難所の整理や見直しについて確認していただければと思う。
(委員)	施策の方向性「災害予防対策の推進」において、「避難行動要支援者の把握と町内会や自治会などへの名簿の情報提供を進めるとともに」とあるが、障がいのある人が町内会に登録書を提出しようとしたが、隣に家族が住んでいることを理由に出さなくていいと言われたと聞いた。日中は、本人が一人きりという状況になるが、近くに家族や親戚がいる場合の提出に

	についてお聞きしたい。
(事務局)	避難行動要支援者登録書兼同意確認票の提出については、個別にお返事させていただきたいと思う。
(委員)	先ほどの委員のご意見に関係し、社会福祉協議会では災害時の災害ボランティアの設置場所の確保が課題になっている。広い場所を確保しておかなければ、ボランティアのマッチングが非常にしづらいため、災害ボランティアセンターの設置場所についてもよく検討しておく必要がある。特に、遠くから車で来る場合の駐車場所にも配慮することが大切ではないかなと思う。
(委員)	施策の方向性「総合的な危機管理体制の構築」における「今後も、ICTの活用など多様な伝達手段の構築に努めるとともに、災害時における適切な情報収集」という記載について、様々な手段が生まれてきているのは分かるが、障がいのある方や高齢者などは、あまりそのような手段に馴染みがなく、隣近所や、あるいは防災ラジオなど、身近なところからの情報のみが自分に伝わってくる手段のように聞いている。新しい手段に力を注ぐこともよく分かるが、従来型の伝達手段についても、より浸透させていくことが必要ではないか。
(事務局)	防災伝達手段の確保については、原案では「ICTの活用など」と記載しているが、手段の多様化は、一部の手段のみで情報が伝達されない状況を解消し、すべての年代に必要な情報を伝達するために行うものである。また、年代や地域特性など様々な状況に応じて手段が選択できることをめざし、原案では「災害時における適切な情報収集及び迅速かつ効果的な伝達手段の確保」と記載している。
(委員)	実際に災害が起きたときのことについてであるが、避難先や、各種の情報を発信する場所が被害を受けて、機能しなくなったときにどのような手立てを取るのかが原案に記載されていないように思われる。実際に、東日本大震災のときにはそうしたセンターになるような所も被災してしまって、十分な情報発信ができなかった。two fail operative（耐故障性）ではないが、一つのものが機能しなくなったときに次のものが機能するといった内容も原案に盛り込んでおく必要があるのではないか。
(事務局)	ご意見については、施策の方向性「総合的な危機管理体制の構築」にお

	いて、災害発生を前提とした平時からの備えが重要であるとともに、あらゆる災害に対応するための体制づくりが必要であるとして整理している。なお、記載内容については、関係部署にも確認し、検討させていただく。
(部会長)	「加古川市国民保護計画」や「加古川市地域防災計画」などの計画に書き込むということか。
(事務局)	そうした部分については、ご意見の内容とあわせて、「加古川市業務継続計画（BCP）」も策定しているところである、例えば、市役所に何かあった場合の代替手段として、別の所で機能を兼ねるというような取組を進めているところであり、そういったところで内容を押さえていきたいと思う。
	<u>施策②消防・救急体制の充実（P 6 8）</u>
(事務局)	<事務局説明> (質疑応答)
(委員)	救急救命体制の充実に関して、今のコロナ禍において、近所の方が救急車で運ばれたが、受け入れ先の病院交渉が難航し、病院に到着して5分後に亡くなられた。救急救命士もご自分の命を晒しながら頑張っておられる中、病院の受け入れがスムーズでない現実についてどのように考えればいいのか。
(加古川市)	病院交渉については、加古川管内においては、大体30分から60分までの間に病院が決まって搬送されている状況である。交渉についても3回以内に病院が決まる割合が高い。特殊な症状や疾患、複数の傷病をお持ちの方の場合、病院交渉が難航することもあるが、そのときは、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを利用し、兵庫県下全部の病院に対して、一斉に受入れの照会を行い、受入可能な病院に搬送しているところである。
(委員)	その方は何の病気もなく前日まで元気に働いておられただけに、これからという中で本当に気の毒に感じている。また、身近な問題であり、スムーズな搬送に努めていただきたい。救急の方をはじめ、みなさんには感謝している。

(委員)	施策の方向性「消防体制の充実」のうち、「災害の多様化・大規模化に対し、必要な知識・技術の高度化が進んでいる中」という記載について、「大規模化に対し」ではなく「大規模化に伴って」という方が読みやすくなるのではないかと。それから、「消防・救急隊員の活動能力の向上はもとより」という記載についても「活動能力の向上とともに」となるのではないかと。 また、施策の方向性「救急・救命体制の充実」の２段落目に「傷病者に対するＡＥＤ実施率は全国平均を上回っていますが、心肺蘇生法など」と記載があるが、逆接の文章として「全国平均を下回っている心肺蘇生法などについては」のように、何か一言入らないと、その次の文章に上手く繋がっていかないのではないかと。
(事務局)	表現については検討させていただく。また、応急手当についての全国平均との比較については確認させていただく。
(委員)	施策の方向性「火災予防の推進」の中で、山林火災についての記載がなくていいのか。
(事務局)	施策の方向性「消防体制の充実」の「災害の多様化・大規模化」において、山林火災のことを含めた表現としている。
	<u>施策③防犯・交通安全対策の推進（Ｐ６９）</u>
(事務局)	<事務局説明> (質疑応答)
(委員)	基本方針の内容に基づき施策の方向性を記載するという構成になっていると思うが、施策の方向性「見守りカメラ・見守りサービスの効果的な運用」という言葉が基本方針に出てきていない。施策の方向性「地域における防犯活動等の推進」というのは、基本方針の「地域における防犯活動」という文言を展開したものだと分かるし、施策の方向性「交通安全教育・啓発の推進」は基本方針「防犯・交通安全対策を推進」の部分が展開されているが、つまり、基本方針でいう「市民の防犯・交通安全に対する意識の高揚」という言葉を施策の方向性の一つ目に記載し、その現状と課題として、見守りカメラや見守りサービスの内容を記載するのがいいのではな

(事務局)	いか。そのほか、見守りカメラと防犯カメラというのはどのように違うのか。言葉の違い、あるいは使い方の違いについて少し教えていただきたい。 まず、「見守りカメラ・見守りサービスの効果的な運用」については、基本方針の1行目に記載している『安全・安心』なまちをつくる」という表現内容を含めている。また、基本方針と施策の方向性の整理については、ご意見を踏まえて確認させていただく。 次に、見守りカメラと防犯カメラの違いについてだが、防犯カメラについては、町内会等で地域の実情に応じて、主体的に設置されているものである。一方、見守りカメラについては、平成29年度から、ICTを活用した安全・安心のまちづくり推進事業により本市が設置している。これらについては、用語解説に加える予定としている。 また、少し補足するが、見守りカメラ・見守りサービスの取組については、地域の防犯・交通安全のベースである地域の皆さまによる、子どもたちの登下校のボランティアなど、地域に根差した活動をICTで補完しながら進めていこうという趣旨で取組を始めた本市の特徴的な取組である。そのため、基本方針において見守りカメラ・見守りサービスという言葉は記載していないが、地域での防犯・交通安全活動を様々な手段で補完しながら、地域の皆さまと行政が一緒になって取組を進めていきたいという思いで基本方針に記載している。いただいたご意見については検討させていただく。
(委員)	先ほどの委員のご意見と同様に、基本方針に施策の方向性がぶら下がってくることから「防犯・交通安全に対する意識高揚に努める」という部分を施策の方向性の一つ目に記載していただきたい。ここでは人身交通事故件数や刑法犯認知件数が減少していると記載されているが、近年の本市の懸案事項として特殊詐欺がある。本市は県下ワーストであるため、警察ではキャンペーンを行い、高齢者に対する意識付けを行っている。しかしながら、「私は騙されない、私は大丈夫。」と認識してしまうことで被害が多く発生している。令和2（2020）年6月末現在で加古川署管内だけで約4,800万円という高額な被害が出ているので、防犯に関しては特殊詐欺について記載していただきたい。
(事務局)	特殊詐欺に係る表現に関しては、70ページの施策「安全安心な消費生活の推進」における施策の方向性「消費者保護対策の充実」において記載しているが、防犯という観点も含めて、記載内容を検討させていただく。

(加古川市)	本市の見守りカメラ・見守りサービスの取組は世界的に認知されており、先進都市であるという思いから、この取組を施策の方向性の一つとして挙げていきたいという思いがあり、施策「防犯・交通安全対策の推進」における施策の方向性の一つ目に記載しているところである。 見守りカメラ・見守りサービスのことについて多くのご意見をいただき、非常に有難いと感じている。
(委員)	交通安全に関し、兵庫県立農業高校の裏門のブロック塀がかなり斜めに傾いている。2年前、高槻市でブロック塀が倒れて小学生の子が下敷きになり亡くなったが、通学中の生徒が同様の事故に遭わないよう対策を講じてはどうか。
(事務局)	危険なブロック塀については、基本目標4「快適なまち」のうち、施策「防災・防犯のための基盤整備」において、「耐震化の推進」の中で、ブロック塀も含めた対策の重要性を盛り込んでいる。その件について個別にお答え出来る回答は持ち合わせていないが、先ほどの兵庫県立農業高校の周辺については確認をさせていただく。県管理のものであれば、個別の対応になるかと思う。
(部会長)	ブロック塀については、国の方から調査するように指示があり、改修を必要とするものについては補助金も出るという形になっている。危ないものはきちんと対策しなくてはいけないが、県の関係であれば、県の方からそういう指示が出ていると思う。
(加古川市)	高槻市の事故後、国の方から指示もあり、市の学校園や施設については危険ブロック塀を緊急的に補修した。おそらく県でも対応しているとは思いますが、確認させていただく。
(委員)	加古川市では、自動車の運転マナーが非常に良く、歩行者や自転車に優しいと感じている。交差点に差し掛かるかなり手前から、自動車が止まっている割合が非常に高いと思う。市や警察署の方々の努力の成果だと思うが、引き続きお願いしたい。
(委員)	見守りカメラについては、先程の委員の皆さんも言われたように、非常に効果的で警察としても非常に助かっている。ぜひとも施策のメインにしろもらい、加古川市はこれだけ効果的にやっている、と市民の皆さんに知っていただく意味でも明記するのがいいと思う。

(委員)	施策の方向性「地域における防犯活動等の推進」の２段落目のところであるが、「少子高齢化の進行に伴い、地域の担い手が不足しつつあります」という記載に続き、「このような中で、地域が継続的に防犯・交通安全活動を実施することができるように支援すること」と記載されているが、実際に地域の担い手が不足しつつある中で、具体的にはどのような支援が成り立つのか。
(事務局)	ご意見について、補完の仕組みとしては見守りカメラなどＩＣＴを使った取組を検討しているところである。 地域の担い手不足については、「ウェルビーポイント制度」を導入しており、ボランティア等いろんな方に入って来ていただくなど、支援、あるいは補完に取り組んでまいりたい。
(部会長)	今の事務局説明については地域福祉計画でも具体的に書き込まれていくと思われる。
(部会長)	今、見守りカメラ・見守りサービスが非常に役に立っているというご意見を頂戴しているが、施策の方向性「見守りカメラ・見守りサービスの効果的な運用」の２行目以降、「防犯対策を講じてきた結果、近年、刑法犯罪発生件数は減少傾向にあります」という記載について、因果関係がはっきりしていないのであれば、表現は抑えたほうがいいのではないかと。
	<u>施策④安全安心な消費生活の推進（Ｐ７０）</u>
(事務局)	<事務局説明> (質疑応答)
(委員)	基本方針における「市民一人一人の消費生活に対する意識の高揚や知識の習得に向けた取組を支援する」に対する取組は、消費者教育だけなのか。特にこの基本方針の前半にある、「市民一人一人の消費生活に対する意識の高揚」という記載について、意識の高揚というのはどういうイメージなのか。消費生活とはどういうことを指し、消費者教育とどのようにつながるのか。消費者教育という言葉になると、上から目線のような印象を受けてしまう。

(事務局)	消費者生活に対する意識の高揚については、消費者自身が安全な消費生活、適切な消費者行動が選択できることに向けて意識を高めていただくことをイメージしている。また、その意識を高めていくための支援について取組を進めていきたいということを踏まえて、原案の記載としている。 消費者教育という言葉については、平成24年に施行された「消費者教育推進法」、その翌年に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において、地方公共団体は、消費者が消費者教育を受けることができるようにその機会を提供するという方針が出されていることから、原案に記載している。表現については検討させていただく。
(部会長)	「消費生活に対する意識の高揚」という記載について、文言としては違和感がある。安全意識の向上といった記載だと分かるが、消費生活に対する意識は何を指すのか分かりづらいためご検討いただきたい。
(委員)	消費者教育の推進において「各世代の特性や」という記載があるが、実際に18歳、19歳になってから教育しても遅いのではないか。やはりスマートフォンも中学生の7割が持っている状態であり、大人になる前からいろいろと教育していく必要があるのではないか。
(委員)	施策の方向性「消費者保護対策の充実」の1段落目において、「消費者トラブルの多種多様化が進んでおり、とりわけ高齢者からの消費者相談が増加しています」と記載があり、相談だけで終わってしまい、被害は未然に防止できていない印象を受けるため、「高齢者の被害が発生している」という文言を入れることで、もう少し危機感が増すと思う。検討いただきたい。
	<u>施策⑤就業機会の拡充と労働環境の向上（P71）</u>
(事務局)	<事務局説明> (質疑応答)
(委員)	施策の方向性「就業支援の推進」において、「有効求人倍率が上昇傾向ですが」というところであるが、これは現在、コロナの影響もあり、減少傾向になっている。昨年度はざっと1倍を超えていたが、直近の6月で0.70倍となっており訂正をお願いしたい

(委員)	参考資料について、施策の方向性が3つになるということは、基本方針にも、働き方改革を推進していく旨の表現が出てきた方がいいのではないかなと思う。また、就業機会の拡充について、この就業機会というのは就業年齢に達した方あるいはそれ以上の方が対象になると思うが、就業年齢に達する前の、次世代の就業を担う子どもへの支援もどこかに入れておいた方がいいのではないかな。そのほか、障がいのある方への支援も含めたような表現がいいのではないかな。
(事務局)	ご意見のうち、次の世代の担い手となる就業年齢に至るまでの方については、様々な機会です仕事に対するキャリア教育を実施しているところであり、追記について検討させていただく。 補足として、小中学生等、子どもに対しての仕事に対する教育については、義務教育等の中で、キャリア教育や職業体験などが重要視されており、そうした部分も含めて、原案のとおり記載しているところである。 また、障がい者に対する就職の支援については、障害福祉サービスにおける就労継続支援や就労移行支援など、福祉サービスの一環として行政からの支援もしている。そういった点については、施策「障がい者福祉の充実」に含めて記載している
(部会長)	就業機会の拡充と労働環境の向上についての記載であるが、先ほど委員からのご指摘にあったように、コロナの前と後では状況が変わっており、拡充させるための内容を書き込まないといけないと思っている。また、問題はますます深刻化してくると思われるが、非正規雇用の方の就業状況や就業条件に対する記載があってもいいのではないかな。雇用情勢はこれからますます厳しくなるので、そこに対しての何らかの言及は必要ではないかな。
(部会長)	いただいたご意見については、事務局で検討いただき、次回以降に修正分をお示ししたい。
(事務局)	(2) その他 <事務局説明> (質疑応答)

(委員)	本部会における施策の審議順が前後したのは、どういう理由があったのか。
(事務局)	2回の部会で基本目標2の施策を審議するにあたり、各委員の今後の出欠状況をもとに審議内容を決めさせていただいたところである。具体的には、本年6月当初に、委員の皆さまの10月末までのご予定を確認させていただいた。その結果をもとに、1回目と2回目の審議の項目について調整をさせていただいたという次第である。 (その他質疑なし) ・ 次回の開催日は、8月18日（火）午後2時から ・ 場所は、加古川市役所新館9階191会議室 4 閉会